

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年11月10日(2005.11.10)

【公表番号】特表2001-519691(P2001-519691A)

【公表日】平成13年10月23日(2001.10.23)

【出願番号】特願平10-540916

【国際特許分類第7版】

A 6 3 H 33/08

B 6 5 D 85/00

【F I】

A 6 3 H 33/08 Z

A 6 3 H 33/08 D

B 6 5 D 85/00

【手続補正書】

【提出日】平成17年3月16日(2005.3.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

# 手 続 補 正 書

平成17年3月16日

特許庁長官 殿



1. 事件の表示 平成10年特許願第540916号

2. 補正をする者

住 所 デンマーク国、デーケー-7190 ビランド、

アッストヴェユ 1

名 称 レゴ エー/エス

3. 代 理 人

住 所 〒100-0005

東京都千代田区丸の内3-2-3. 富士ビル602号室

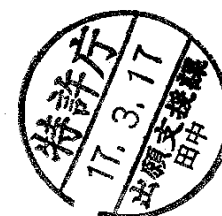
電話 (3213) 1561 (代表)

氏 名 (6444) 弁理士 岡 部 正 夫



4. 補正対象書類名 請求の範囲

5. 補正対象項目名 請求の範囲



6. 補正の内容

(1) 請求の範囲を別紙のとおり訂正する。

### 請求の範囲

1. 複数の関連する模型接合部分と、組立マニュアルとを含む玩具模型の組立のための組立セット用玩具組立要素を一括する方法において、一つ以上の小分けセットにより、組立マニュアルに示された意義の個別の模型接合部分が組み立てられ、各模型接合部分は隣接する模型接合部分の対応する組立要素と接続される少なくとも一つの組立要素を含み、組立マニュアルに示されたように模型接合部分を相互に接続することにより完成した模型が出来上がるように複数の組立要素が複数の小分けセットに分割され、該小分けセットがそれぞれのパッケージ要素により別々に保持されることを特徴とする玩具組立要素を一括する方法。
2. 請求の範囲1に記載の方法において、前記組立マニュアルに示された意義の個別の模型接合部分は、視覚的作用に基づく模型接合部分であることを特徴とする玩具組立要素を一括する方法。
3. 請求の範囲1に記載の方法において、前記組立マニュアルに示された意義の個別の模型接合部分は、機能的作用に基づく模型接合部分であることを特徴とする玩具組立要素を一括する方法。
4. 請求の範囲1乃至3のいずれか一項に記載の方法において、各小分けセットの組立要素の小分けは、対応する模型接合部分の複雑性に基づいて決定されることを特徴とする玩具組立要素を一括する方法。
5. 請求の範囲1乃至4のいずれか一項に記載の方法において、各パッケージ要素の該組立要素の各々が組立マニュアルにより同定されることを特徴とする玩具組立要素を一括する方法。
6. 請求の範囲1乃至5のいずれか一項に記載の方法において、各小分けセットが付随する組立マニュアルを具備することを特徴とする玩具組立要素を一括する方法。
7. 請求の範囲1乃至6のいずれか一項に記載の方法において、各パッ

ページ要素が、総体的な組立マニュアルを参照させる表示を備えることを特徴とする玩具組立要素を一括する方法。

8. 請求の範囲1乃至7のいずれか一項に記載の方法において、該小分けセットが個別の袋により別々に保持されることを特徴とする玩具組立要素を一括する方法。

9. 請求の範囲1乃至8のいずれか一項に記載の方法において、異なる該小分けセットに該組立要素を分けて保持するための箱が用いられていることを特徴とする玩具組立要素を一括する方法。